

議案第67号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第2条 大田原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表の95の項を96の項とし、同表の10の項から94の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の9の項の次に次のように加える。

10	個人番号通知カードの再交付	1件につき	500円
----	---------------	-------	------

第3条 大田原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

9	住民基本台帳カードの交付及び再交付並びに有効期限内交付手数料	1件につき	500円
10	個人番号通知カードの再交付	1件につき	500円

」

を

「

9	個人番号カードの再交付	1件につき	800円
10	個人番号通知カードの再交付	1件につき	500円

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から、第3条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。